

公益社団法人鹿児島県鍼灸マッサージ師会
定款施行規則

第 1 章 総 則

(目的及び変更)

第1条 この規則は、公益社団法人鹿児島県鍼灸マッサージ師会（以下「この法人」という。）の定款に基づく業務運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則の変更は理事会において決議し、総会において報告するものとする。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区長とは、地区を代表する者であるが、理事や監事の兼務を妨げない。
- (2) 療養費等とは、いわゆる健康保険の療養費と、生活保護法医療扶助の給付、労災保険の保険給付、自動車保険の保険給付などをいう。
- (3) 開業者とは、施術所の開設者、出張専門業務届出者、非会員の開設する施術所の従事者である者をいう。
- (4) 非開業者とは、前号に該当しない者で、会員の開設する施術所の従業員（家族を含む。）、病院や医院又は介護施設等の勤務者をいう。
- (5) 役員とは、理事及び監事をいう。

第 2 章 入 退 会 に 関 す る 事 項

(入 会)

第3条 この法人に入会しようとする者は定款第6条の規定に基づき、理事会で定める様式の入会申込書を、地区長を経て会長に提出するか、又は直接会長に提出し、理事会の承認を受けた後、入会に必要な書類に入会金・会費等を添え、入会するものとする。

2 入会后、前項の入会申込書事項に変更を生じた時は速やかにその旨を、地区長を経て会長に届け出るか、又は会長に届け出なければならない。

(退 会)

第4条 会員が退会しようとする時は、理事会で定める様式の退会届を、地区長を経て会長に提出するか、又は会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第 3 章 総 会 に 関 す る 事 項

(予 告)

第5条 定時並びに臨時の総会を招集するには、会員に対し会議の目的である事項及び招集の事由と日時及び場所を示して、開催の日の10日前までに文書をもって通知するものとする。

(委 任)

第6条 やむを得ない理由の為、総会に出席できない社員は、他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、委任状提出者は総会に出席したものとみなす。

(一般公開)

第7条 総会は一般に公開するものとしホームページで公告、事前に申し込みのあった10人までを傍聴人とする事ができる。また、非公開とする議案については傍聴

人を退席させることができる。

第 4 章 理事会に関する事項

(開 催)

第 8 条 理事会は、定時理事会として年 5 回開催するほか、会長が必要と認めた時又は理事の 2 分の 1 以上が会議の目的たる事項を示して請求をした時に開催する。

(議 長)

第 9 条 理事会の議長は、会長又は当該理事会に出席した理事の過半数の賛成を得た者がこれを務める。

(監事の出席)

第 10 条 監事は理事会に出席し、必要があると認める時は意見を述べなければならない。

(書面決議等)

第 11 条 出席できない理事が書面を以って決議することや、他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することはできない。

(一般公開)

第 12 条 理事会は一般に公開するものとしホームページで公告、事前に申し込みのあった 5 人までを傍聴人としてすることができる。また、非公開とする議案については傍聴人を退席させることができる。

第 5 章 地区に関する事項

(地 区)

第 13 条 会員の連絡体制として県内を、施術所の所在地、出張専門業務の者は施術者住所、病院や医院又は介護施設等に勤務する者は本人の住所により、姶良地区、出水地区、指宿地区、おおすみ地区、鹿児島地区、串木野日置地区、熊毛大島地区、川薩地区、曾於地区、南薩地区に分割する。

(地区長)

第 14 条 地区の代表として地区長を置くことができる。

2 地区長は理事会において適任者を選任し、会長がこれを委嘱する。

3 地区の会員に移動等があった場合、本人の代理として地区長が会長に届け出ることができる。

4 地区長は地区の会員の定額の会費を預かり、本人の代理としてこの法人へ納入することができる。

5 この法人から会員へ緊急の連絡事項がある場合、会長の代理として地区長が地区の会員へ連絡することができる。

第 6 章 会費に関する事項

(入会金)

第 15 条 この法人の入会金は 5,000 円とし、再入会は 2,500 円とする。但し、退会後 3 年以内の再入会金は免除する。変更する場合は総会においてその額を決定する。

2 この法人の設立登記日現在の会員は、前項の規定にかかわらず入会金を免除する。

3 一般社団法人鹿児島県視覚障害者団体連合会と公益社団法人全国病院理学療法協会の会員は第 1 項の規定にかかわらず入会金を免除する。ただし、再入会は 2,500 円とする。

(会 費)

- 第16条 この法人の会費は、開業者が年額11,000円、非開業者は年額7,000円の定額の会費と、療養費等を取扱う会員については開業者、非開業者、年齢を問わず、毎月その取扱総額の2.0%を定率の会費とする。その額や率を変更する場合は総会において決定する。
- 2 総会の決議を経て、臨時に特別の会費を徴収することができる。
 - 3 別途に、関係団体の会費を預かることができるものとする。
 - 4 新入会者の定額の会費は月割計算とする。
 - 5 この法人に10年以上在籍し、70歳以上になった会員は、理事会の合議により会費を非開業者並とすることができる。また、20年以上在籍し、75歳以上になった会員は、理事会の合議により会費を1,000円とすることができる。
 - 6 定額の会費の納入は、毎年5月31日までとするが、定率の会費は療養費等の取扱総額に応じて、当該取扱月の翌月の7日までに納入するものとする。
 - 7 会員は、会費の支払いを1年以上履行しなかったときは定款第10条により、会員資格を喪失する。

第7章 役員を選任に関する事項

(選任及び候補者)

- 第17条 役員を選任する時は、選挙管理委員会が選挙を執行する。
- 2 役員に立候補しようとする者は、選挙管理委員会が定めた立候補届出期間に、理事会で定める様式の立候補届に会員5名以上の推薦を添えて届け出るものとする。但し、立候補者は推薦者になることができない。
 - 3 理事の立候補者が15名以内の時は各候補者それぞれの信任投票を行う。また、理事の立候補者が8名に満たない場合又は信任投票の結果、信任が8名に満たない場合は総会の全出席会員を候補者とみなし、選挙を行い、過半数の賛成を得た者で、得票数の多い順に理事は8名に達するまでの者を選任する。
 - 4 監事の会員外候補者がなかった場合、又は会員外候補者が信任投票の結果、不信任された場合、当該総会に他の会員外候補者がいない時は、後日すみやかに臨時総会を開き会員外監事を決めるものとする。

第8章 会長及び副会長の選任に関する事項

(選挙の管理)

- 第18条 会長及び副会長を選任する時は、当該理事会において会長及び副会長に立候補しない者の中から若干名を、選挙管理人として指名し選挙を行う。

(候補者及び選任)

- 第19条 会長及び副会長に立候補しようとする者は、選挙管理人に申し出るものとする。但し会長立候補者1名のときは信任投票を行い、不信任の場合は全出席理事を候補者とみなし選挙を行う。副会長立候補者が4名以内のときもこれに準ずる。
- 2 選挙は、会長については単記無記名投票とし、過半数に満たない場合は上位2名を持って決選投票を行う。副会長については連記無記名投票とし、得票数の多い順に4名に達するまでの者を選任する。
 - 3 立候補者がいない場合は、全出席理事を候補者とみなす。

第 9 章 業務分担に関する事項

(業務の分担執行)

第 20 条 この法人の業務は会長又は副会長が総務、財務、事業、その他の業務を執行する。また業務の円滑な運営を図る為、常置機関として部を設けることができる。

(各 部)

第 21 条 各部は次の通りとし、各部に部長及び副部長を置くことができる。

- (1) 総務部 業務全体の把握、会員の移動や福利厚生に関する事
- (2) 財務部 会計処理に関する事
- (3) 事業部 奉仕活動の実施、講演会及び健康講話や地区での公益目的事業の推進
- (4) 学術部 生涯研修の実施、学術技能研修会の実施
- (5) 保険部 保険事務講習会の実施、研修会や地区講習会の実施
- (6) 組織部 業権及び観光地に関する事、組織の強化に関する事
- (7) 広報部 広報誌の作成、ホームページの更新、広報活動に関する事

第 10 章 委員会に関する事項

(委員会)

第 22 条 この法人に選挙管理委員会、保険指導委員会、編集委員会、学術委員会、会館管理委員会、障害者対策委員会、スポーツ事業委員会、地域包括ケア対策委員会、その他必要に応じ理事会の決議により、委員会を設ける事ができる。

- 2 委員には、学識経験者又は会員の中から、理事会において適任者を選任し、会長がこれを委嘱する。

第 11 章 事務局に関する事項

(事務局)

第 23 条 この法人の事務を処理する為に事務局を設置し、所要の事務員を置くことができる。

第 12 章 顧問及び相談役に関する事項

(顧問及び相談役)

第 24 条 この法人に顧問及び相談役を置く事ができる。

- 2 顧問及び相談役は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者の中から、理事会において適任者を選任し、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じこの法人の各種会議に出席して意見を述べる事ができる。
- 4 顧問及び相談役の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

第 13 章 顕彰に関する事項

(顕 彰)

第 25 条 この法人は、会員及びこの法人に係る者のうち、特に功労著しい者については理事会又は総会の決議により顕彰する事ができる。

附則

公益社団法人鹿児島県鍼灸マッサージ師会定款施行規則は定款の発効と同時に施行する。

平成２３年度定時社員総会において第１５条に第３項を新設する。

平成２４年度定時社員総会において第１６条第１項を一部改正する。

平成２７年度定時社員総会において第１５条第１項、第３項を一部改正する。

平成２８年度第２回理事会において第２２条第１項を一部改正する。

平成２８年度第５回理事会（平成２９年３月１２日）において第１条以下の代表理事・業務執行理事・社員の呼称をそれぞれ会長・副会長・会員に変更予定を決議。（平成２９年度定時社員総会において代表理事・業務執行理事・社員の呼称変更が承認された場合に定款施行規則においても変更する）